

1 委託業務名

令和5年度（2023年度）エゾシカ有効活用推進事業委託業務

2 業務の目的

北海道固有の資源であるエゾシカの多面的な消費拡大による有効活用に向け、その優れた栄養特性や魅力的な革製品としての素材の周知等により、関西圏や首都圏において学校、介護施設、病院、レストラン等でのエゾシカ肉の普及やエゾシカ革としての価値の確立を図る。

3 業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 有効活用推進に係るPRの手法・課題の整理、体制構築

ア ねらい 各ターゲット向けプロモーション等の企画、実施にあたり、過年度事業により道が把握したエゾシカ肉の有効活用に係る課題（安定した仕入れ先の確保、他食肉との価格比較で割高な状況）をふまえ、道認証施設等に最適なプロモーションの企画・提案により、認証施設等の協力に基づくPRに係る体制構築を図る。

イ 実施期間 令和5年9月～10月頃

ウ 内容 道認証施設等が本事業のイベントにおけるターゲット層にPR可能な内容を道が把握する諸課題に加え、事前調査を行うことにより状況把握を行った上で、当該施設等にアイデアを提供することにより、各プロモーションの企画・実施を効果的に行うための体制を構築する。

(2) 関西圏の栄養士へのプロモーションの企画、実施

ア ねらい 大消費地であり、給食業界に携わる栄養士も多い関西圏において、エゾシカ肉の栄養特性などの魅力や認証肉の安全性の周知により、栄養士に対し魅力的な食材であるエゾシカ肉の認知・興味を向上させ、関西圏の給食サービスへの販路拡大を図る。

イ 開催期間 令和5年10月～11月頃

ウ 内容 道認証施設が生産する北海道産の天然食材「エゾシカ肉」が、栄養特性に優れ、安全・安心な食材であることについてPRするイベントを効果的な告知・開催方法・集客方法にて実施する。イベントでは、参加者に認証肉が国産ジビエ認証を上回る衛生管理されていること等の情報、給食等へのメニュー化に向けたアイデアを提供するとともに参加者に対してアンケート調査を行う。また、イベント実施後に、新たな商取引の成立の有無、イベント実施後に判明した課題等を報告する。

エ 対象 栄養士等

(3) 首都圏の飲食店及び皮革関係者等へのプロモーションの企画、実施

ア ねらい 大消費地である首都圏での高級ジビエやエゾシカ革の価値の定着によるエゾシカの多面的な消費拡大に向け、首都圏のシェフや皮革関係者等に対し、魅力的な素材であるエゾシカの認知度の向上及び首都圏の飲食店等及び皮革製品事業者等への販路拡大を図る。

イ 開催期間 令和5年10月～11月頃

ウ 内容 道認証施設が生産する北海道産の天然食材「エゾシカ肉」が、栄養特性に優れ、安全・安心な食材であること、又、魅力的な特徴を持つエゾシカ革など、エゾシカの持つ多面的な活用についてPRするイベントを効果的な告知・開催方法・集客方法にて実施する。イベントでは、参加者に認証肉が国産ジビエ認証を上回る衛生管理されていること等の情報や取扱方法のアイデアを提供するとともに参加者に対してアンケート調査を行う。また、イベント実施後に、新たな商取引の成立の有無、イベント実施後に判明した課題等を報告する。

エ 対象 飲食店向けプロモーション：首都圏のレストラン・ホテルのシェフ等
皮革関係者向けプロモーション：皮革関係者等

(4) エゾシカ肉及び関連製品の消費拡大のための「エゾシカキャンペーン」の実施

ア ねらい 「シカの日」参加店の活性化及び拡大並びにエゾシカ肉や、皮革製品など関連製品の消費拡大を図る。

イ 内容 エゾシカ肉及び関連製品の消費拡大、「シカの日」の認知度向上及び「シカの日」参加店の活性化及び拡大を図るため、多くの方が参加しやすいイベントを企画、実施する。また、企画終了後にアンケートによる効果測定を行うほか、参加店でエゾシカ肉を喫食又はエゾシカ肉や関連商品（ペットフードや角、皮革製品等）を購入した消費者に対して取組のPR及び

キャンペーン参加後の行動変化を計るアンケートを実施する。

- ウ 対象 期間中にエゾシカ料理やエゾシカ肉（加工品を含む）や、皮革製品など、エゾシカ関連製品を提供する以下の店舗
- ① エゾシカ料理を提供する道内の飲食店
 - ② エゾシカ肉（加工品を含む）を販売する道内の店舗
 - ③ エゾシカ肉（加工品を含む）を通信販売する事業者
 - ④ エゾシカ関連製品を販売する道内の店舗
 - ⑤ エゾシカ関連製品を通信販売する事業者

エ 時期 令和5年10月～令和6年2月のうち1ヶ月間～2ヶ月程度

(5) その他の業務

- ア 上記業務のほか、エゾシカ肉及び関連製品の消費拡大に資する独自事業、連携事業の企画があれば提案すること。
- イ 新型コロナウイルス感染症に伴いセミナー及びエゾシカキャンペーン等の開催が困難になるなど、事業実施の前提条件が変化した場合の代替的な対応案についても、併せて企画提案すること。

(6) 印刷物の作成

上記（2）、（3）の実施に当たっては、プロモーション内容等を掲載した印刷物を作成し、参加者やマスメディアへ配布する。

(7) 道民などへの情報発信

各事業について、マスメディア等を活用した道民などへの効果的な情報発信の手法を検討し、実施する。また、成果物及び構成素材の二次・他用途活用の方策の提案があれば記載する。

(8) 事業効果の分析

各事業については、アンケート調査を実施し、結果集計及び事業効果の分析を行う。

- ア 上記（2）、（3）については、参加者に対するアンケート調査を実施する。
- イ 上記（4）については、参加飲食店に対して事業前後による売上比較の調査等についてアンケート調査を実施するほか、消費者に対して消費動向についてアンケート調査を実施する。

(9) 報告書の作成

本業務の実施結果等を取りまとめた報告書を作成する。報告書は、紙媒体（A4判）1部及び電子媒体（CD-R等）1部とする。

なお、本業務における成果物（データ）の所有権及び著作権は道に帰属する。

4 契約期間

契約締結の日から令和6年（2024年）3月4日（月）まで

5 実績報告について

受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書を北海道に提出すること。なお、作成に当たっては次に留意すること。

- (1) 実施事業の詳細内容、効果、課題点等に関する内容を含むこと。
- (2) アンケート調査内容及びその分析結果を含むこと。
- (3) 参加者の氏名、連絡先等に関する資料を添付すること。
- (4) 提出は、紙媒体1部(A4判)及び同内容を格納した電子媒体(CD-R等)1部とすること。

6 予算上限額

3,698千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

7 業務処理に当たっての留意事項

- (1) 業務のねらいを達成するため最適な事業の計画を立てること。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議して決定する。
- (3) 既に補助金等を受けている事業について、それと同一対象範囲の事業については本事業の対象とならない。
- (4) 本業務では、エゾシカ肉処理施設認証制度の認証を受けた処理施設において解体処理されたエゾシカ肉を使用すること。
- (5) 本業務において、エゾシカ肉処理施設認証制度実施要綱第4に規定する認証マークを使用する場合は、道へ事前に使用許諾を得ること。
- (6) 食肉の販売、流通、衛生管理などの専門的知識を有するとともに、経験豊富な人材を必要に応じ配置すること

(必要に応じて許認可手続きなどの対応ができることを含む。)

- (7) 本事業を展開するに当たり、事業を確実に効果的に遂行できる体制が構築できること。
- (8) 本事業で取り扱う個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、北海道個人情報保護条例（平成6年条例第2号）等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。
- (9) 業務処理に当たっては、「エゾシカ肉処理施設認証制度」、「エゾシカ衛生処理マニュアル」、「エゾシカ肉処理施設認証取得の手引き」（北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/index.htm>））の内容を参考とすること。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、委託業務の実施に当たっては、国が示した新しい生活様式の北海道内での実践に向けた「新北海道スタイル」を踏まえるとともに、各業界が定める感染拡大予防ガイドライン等に即して事業を行うこと。

8 プロポーザル参加資格

- (1) 複数の企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）または単体企業等であること。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 道内に本社又は事業所等（本業務を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体、緊急雇用創出推進事業における著しく不適切な事業実施等により道又は、市町村から指導を受けた団体を除く。）。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。または、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ① 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。）
 - ② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ③ 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ク コンソーシアムの構成員が、単独法人及び法人以外の団体、又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。

9 手続等

プロポーザルに参加しようとする者は、事前に参加表明書及び関係書類を提出すること。

環境生活部自然環境局野生動物対策課において、資格の有無を審査し、結果を通知するとともに、資格を有する者には、企画提案書等の提出を依頼する。

(1) 企画提案説明書等の交付

ア 交付期間 令和5年（2023年）5月24日（水）から令和5年6月16日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所 下記（5）のとおり

なお、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課エゾシカ対策係のホームページからダウンロードすることができる。（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/>）

(2) 参加表明書の提出

ア 期限 令和5年（2023年）6月7日（水）午後5時（必着）

イ 場所 下記（5）のとおり

ウ 部数 1部

エ 方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

オ 書類 参加表明書及び参加表明書に記載の関係書類

(3) 企画提案書の提出

- ア 期限 令和5年(2023年)6月16日(金) 午後5時(必着)
- イ 場所 下記(5)のとおり
- ウ 部数 6部(うち1部は表紙及び各ページに企画提案者名等を記入し、5部は企画提案者名を空欄とする。)
- エ 方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)
- オ 書類 企画提案書

(4) 企画提案に関する質問の受付及び回答

当委託業務の企画提案について、電子メールにより質問を受け付けます。

質問をメールで送信する場合は、件名に「【質問】令和5年度エゾシカ有効活用推進事業委託業務<企業等名>」と明記し、本文に「企業等名」「担当者職氏名」「連絡先電話番号」及び「質問内容」を記載してください。送信後、必ず電話で「着信の確認」をお願いします。

なお、質問内容の趣旨等の確認をする場合があります。

また、当委託業務の企画提案に関係のない質問については、回答しかねますのでご了承ください。

【送信先アドレス】kansei.ezoshika@pref.hokkaido.lg.jp

【回答方法】北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課エゾシカ対策係のホームページにおいて、掲載します。 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/>

【回答日】着信日の翌日から2日以内(なお、回答日が土日・祝日になる場合は、翌日(翌々日))。

【受付期限】令和5年(2023年)6月14日(水) 午後5時まで

(5) 手続に関する問い合わせ及び参加表明書、企画提案書の提出先

北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課エゾシカ対策係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目本庁舎12階

TEL : (代表) 011-231-4111 内線 24-373 (直通) 011-204-5206 FAX : 011-232-6790

10 プロポーザル審査の実施

- (1) 企画提案書の提出者に対し、プロポーザル審査会において、書類及びヒアリングによる審査を実施する。ヒアリングの日時、場所は別途通知する。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書が6者以上の場合、書類審査による1次審査を行い、5者の企画提案書を選定の上、当該企画提案書を提出した提案者に対して、ヒアリングを行うものとする。

11 プロポーザルの選定に係る審査基準

以下の要件をプロポーザルの選定に係る審査基準とする。

(1) 実施体制・業務遂行能力

ア 業務を遂行するうえで、必要な専門知識・技術を有し、十分な業務処理体制が整っているか。

イ 事業実施のスケジュール及び経費積算は適切かつ妥当であるか。

(2) 企画提案の内容

ア 有効活用推進に係るPRの手法・課題の整理、体制構築

(ア) 事前調査を実施するにあたり、時期や方法が適切か。

(イ) 各プロモーションを効果的に行うための体制構築に係る手法が適切か。

イ 関西圏の栄養士へのプロモーションの企画、実施

(ア) プロモーションを実施するにあたり告知方法、時期や場所が適切か。

(イ) エゾシカ肉の持つ栄養特性などの周知により、メニューに取り入れたいくなるようなPR方法か。

(ウ) 認証制度の運用による安全・安心なエゾシカ肉の流通について、認知・興味が促進されるような効果的なPR方法か。

ウ 首都圏の飲食店及び皮革関係者等へのプロモーションの企画、実施

(ア) プロモーションを実施するにあたり告知方法、時期や場所が適切か。

(イ) 道産ジビエとしてエゾシカの持つ多面的な活用方法が伝わる内容か。

(ウ) 認証制度の運用による安全・安心なエゾシカ肉の流通について、認知・興味が促進されるような効果的なPR方法か。

(エ) エゾシカ革の持つ素材としての魅力が伝わり、活用に繋がるような内容か。

エ エゾシカ肉及び関連製品の消費拡大のための「エゾシカキャンペーン」の実施

(ア) 参加店に対する企画の周知方法や範囲は、「シカの日」参加店の活性化、拡大が期待されるものか。

(イ) エゾシカ肉や関連製品の消費拡大、シカの日参加店の PR に繋がるような効果的な企画か。

(ウ) 参加店や消費者に対するアンケート調査の手法が適切か。

オ その他の業務

(ア) エゾシカ肉及び関連製品の消費拡大に資する独自事業、連携事業の企画が提案されているか。

(イ) 新型コロナウイルス感染症に伴いセミナー及びエゾシカキャンペーン等の開催が困難になるなど、事業実施の前提条件が変化した場合の代替的な対応案についても、併せて企画提案されているか。

(3) その他

ア 事業目的を理解し、その目的に沿った創意工夫や独自性、先見性等が見られるか。また、成果物及び構成素材の二次・他用途利用の方策の提案があるなど、創意工夫が見られるか。

イ 過去の有効活用の取組実績を踏まえた提案内容となっているか。

12 契約に関する基本事項

(1) 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者には、改めて当該業務の見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

受託者は、委託者である道が免除する場合を除き、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めるものとする。

(4) 前払金

受託者は、委託料の10分の3に相当する額の範囲内で委託料の前金払の請求をすることができる。

(5) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(6) 成果物及び構成素材に関する知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に関する第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て道に帰属するものとする。

13 その他

(1) 参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合は無効となることがある。

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) ヒアリングに参加しなかった場合は、棄権したものとみなす。

(3) 参加表明書、企画提案書の作成・提出及びヒアリングに係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

(5) 電子メールによる提出は認めない。

(6) 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(7) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(8) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。

(9) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても参加の意思がないものとみなす。

(10) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲内で、複製を作成することがある。

(11) 審査に当たっては、企画提案書の提案者名は匿名とし、別に指示する企画提案者名（A社、B社等）により行うものとする。

(12) 企画提案書の採否は、文書で通知する。

(13) 業務委託した事業者の名称は公表する。

(14) 公正性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書を公表することができるものとする。

(15) プロポーザルの審査結果については公表する。

(16) 企画提案書等に虚偽の記載があることが判明した場合、その他、業務を遂行できない重大な事由が発生した場合は、審査会で審議の上、失格になることがある。

(17) 本事業の実施状況を確認するため、本事業の開始から終了までの間に道の求めに応じて打合せを行うものと

する。

〈参考〉 契約締結までの主なスケジュール（予定）

5月24日（水）	事業公告
6月 7日（水）	参加表明書提出期限
6月16日（金）	企画提案書提出期限
6月 下旬	ヒアリング・プロポーザル審査会
7月第2週	指名選考委員会（随意契約の適否）
7月 下旬	契約締結（～令和6年（2024年）3月4日 委託業務の実施）